

# 競 技 注 意 事 項

## 1 競技規則について

本競技会は、2015年度（公財）日本陸上競技連盟規則により行う。

## 2 練習について

練習は第二陸上競技場及び競技役員が指示する場所において、競技役員が指示の元に行う。

## 3 招集について

(1) 招集所は、第二陸上競技場用器具庫内に設ける。

(2) 招集開始時刻と完了時刻は、次の通りとする。

招集開始時刻	招集完了時刻
30分前	20分前

(3) 招集の手順

① 競技者は、招集開始時刻に、招集所に掲示してある出場競技者一覧表に、本人または、代理人がチェック（自分のナンバーを○で囲む）をする。

② 競技者は招集完了時刻には招集所で待機し、最終確認を受ける。その際、競技者係からナンバーと腰ナンバー、競技用靴、衣類等の商標等について確認を受ける。ナンバーカードと腰ナンバーカードは、個人で用意すること。

③ 代理人による最終確認は認めない。

(4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該種目を棄権したものとみなして処理する。

(5) 競技場所へは係員の誘導・指示により入場する。

## 4 競技について

(1) 安全のためフィニッシュライン到着後も自分に割当てられたレーンを走ること。

(2) 欠場者のレーンはそのまま空けて実施する。

(3) 次ラウンドへの同タイム抽選は組・順位に関係なく行う。なお、アナウンス後10分を経過しても集合しない者は、棄権したものとみなす。

(4) 小学校3年男女は、タイムレース決勝とする。

(5) 小学校3年男女以外は、県外登録競技者を含む全ての競技者が決勝ラウンドに出場できる。

(6) 不正スタートは1回での失格とするが、小学生の場合は当日競技開始前のブリーフィングにて協議し、決定する。

## 5 助力について

競技中、競技者は助力を受けてはならない。助言・助力を受けている競技者は審判長によって注意され、繰り返し行われる場合には、その種目から除外される。助力とは、次のような行為を含む。

(1) 競技者がトランシーバーや携帯電話もしくは類似の機器を競技場所で所持または使用すること。

(2) 競技者以外の者が、競技場内に入り、助言や援助を行うこと。

## 6 競技用具について

競技用具は、全て主催者が準備したものを使用すること。

## 7 表彰について

- (1) 各種目（学年別男女）1位と2位の者には、賞状と賞品を授与する。各種目3位の者には、賞状を授与する。
- (2) 各種目3位までの入賞者は、競技結果のアナウンスの後15分を目途に表彰式を行うので入賞者控所（玄関ロビー）で待機し、表彰係の指示を受けること。

## 8 その他

- (1) 競技中の傷害については、主催者が応急手当のみ行う。その後の処置については、スポーツ傷害保険による。なお、当協会はこの保険への加入を義務づけているので、未加入の競技者は至急に加入手続きをすること。
- (2) 競技者は、徳島陸上競技協会会員として登録をしなければならない。  
詳細は（一財）徳島陸上競技年報「登記・登録について」の頁並びに陸協ホームページを参照のこと。
- (3) 競技場は常に清潔保持につとめ、ゴミ等は各自で必ず持ち帰り処分すること。また、荷物、貴重品は各自が責任をもって管理し、盗難には特段の注意を払うこと。
- (4) 記録証を希望する者は、正面ロビー内受付にて、記録証交付願書を受け取り記入し、交付手数料¥500を添えて申し込むこと。
- (5) プログラムは正面ロビー内受付にて、1部¥500円にて販売する。
- (6) 参加料が5,000円に満たないチーム又は個人には、プログラムは配布しない。
- (7) 悪天候等の理由により、競技会が競技開始後に中止となった場合には、参加料の払い戻しは行わない。